



記者発表資料  
 令和5年4月25日  
 (担当) 建設局百年の杜推進課  
 熊谷  
 (内線) 723-4470  
 (直通) 214-8391

## 優良建築物緑化認定制度 「SENDAI GREEN BRAND」を実施しています

本市では、杜の都にふさわしい都市緑化を進めるため、今年度より優良建築物緑化認定制度「SENDAI GREEN BRAND」を実施しています。これは、市内の建築物において緑化を進める個人・事業主の方からの申請に基づき、評価点数に応じて一ツ星から三ツ星の「SENDAI GREEN BRAND」認定を行うもので、認定ラベルの発行、表彰、広報のほか、融資制度の利用に係るメリットがあります。

当認定制度を通じて、市民・事業者の皆さまの都市緑化に対する意識の高揚を図ってまいります。

- 対象** 市内の建築敷地内に設置または計画されている緑化
- 基準** 認定は「建築物等緑化の質に関する評価基準」による点数に応じて区分します。

点数	80点以上100点未満	100点以上120点未満	120点以上
認定区分	一ツ星	二ツ星	三ツ星
ラベル			

\* 敷地面積が1千平方メートル未満の場合または戸建住宅の場合にはそれぞれ基準点が10点ずつ緩和されます。

(例：敷地面積1千平方メートル未満の戸建住宅の場合、60点以上から認定対象)

- 認定によるメリット**
  - 認定ラベルの発行**  
認定書のほか認定ラベルを電子データにて発行いたします。発行された認定ラベルは、当該建築物のPR等にご使用いただけます。
  - 表彰**  
仙台市の緑化功労者表彰の対象となります。毎年4月に開催する「新緑祭」にて表彰式を行います。
  - 広報**  
市ホームページ等において優良建築物緑化として広報します。
  - 融資制度の利用**  
本認定を受けることで、「仙台市中小企業融資制度(仙台経済成長資金)\*」を利用できます。

裏面につづく

#### 4 認定について

##### (1) 認定の流れ

###### ①既存建築物の場合

申請→書類審査→現地確認→認定書の交付

###### ②新築建築物の場合

申請→書類審査→計画適合通知の交付→施工→現地確認→認定書の交付

##### (2) 申請方法

申請書等、必要書類を郵送または持参により百年の杜推進課宛てに提出してください。

(郵送の場合) 〒980-8671 (住所不要)

(持参の場合) 市役所二日町第五仮庁舎 (オンワード樫山仙台ビル) 4階

\* 認定事業の詳細、申請書類のダウンロード等は市ホームページをご覧ください

(URL) <https://www.city.sendai.jp/ryokukasuishin/greenbrand.html>

※仙台市中小企業融資制度 (仙台経済成長資金\_地域産業活性化融資)

(URL) <http://www.city.sendai.jp/kikakushien/jigyosha/kezai/jigyosho/chusho/secho.html>



～仙台市内の優良な建築物緑化を認定します～

# 優良建築物緑化認定制度 「SENDAI GREEN BRAND」

杜の都にふさわしい都市緑化を進めるため、個人・事業者の方が市内を進める優良な建築物緑化を「SENDAI GREEN BRAND」として認定します。

## ◆ 認定の方法

- (i) 認定基準：市の定める「建築物等緑化の質に関する評価基準」に基づき判定します。
- (ii) 対象緑地：市内の建築敷地内に設置又は計画されている緑地・緑化が対象となります。
- (iii) 対象者：建築行為又は緑化事業の事業者及び建築物の所有者が対象です。

点数	80点以上100点未満	100点以上120点未満	120点以上
認定区分	一ツ星	二ツ星	三ツ星
認定ラベル			

※対象敷地が1,000㎡未満の場合または戸建て住宅の場合にはそれぞれ基準点が10点ずつ緩和されます。

(例：敷地面積が1,000㎡未満の戸建住宅の場合、60点以上から認定対象)

## ◆ 認定によるメリット

### (1) 認定ラベルの発行

認定を受けた方には、認定書のほか認定ラベルを電子データにて発行いたします。  
発行された認定ラベルは、当該建築物のPR等にご使用いただけます。

### (2) 表彰

認定を受けた方は、仙台市の緑化功労者表彰の対象となります。

### (3) 広報

認定を受けた建築物は、本市HP等において優良建築物緑化として広報いたします。

### (4) 融資制度の利用

本認定をうけることで、「仙台市中小企業融資制度」を利用できます。

#### 【お問い合わせ先】

仙台市 建設局 百年の杜推進部 百年の杜推進課  
〒980-8671 仙台市青葉区二日町12番34号  
二日町第五仮庁舎(オンワード樫山仙台ビル)4階  
TEL：022-214-8389 FAX：022-216-0637  
E-mail：ken010240@city.sendai.jp  
※窓口にお越しの際には事前にご連絡ください

詳細はこちら



HPアドレス

<https://www.city.sendai.jp/ryokukasuishin/greenbrand.html>



仙台市内で建築行為等を行う際は、

## 建築物等緑化ガイドラインをご確認ください

杜の都にふさわしい緑化の実現のため、  
「建築物等緑化ガイドライン」を策定しました(令和4年11月1日より適用)。  
これまでの緑化計画制度の内容に変更はありません。



仙台市内において開発行為又は建築行為を行う際は、事業規模や場所に関わらず、「杜の都の環境をつくる条例」に基づき、敷地内の緑化が義務付けられています。  
また、敷地面積等が1,000㎡以上の場合は、建築行為等の着手日の21日前までに、緑化計画書の提出が必要となります。

建築物等緑化ガイドラインは、以下のアドレス又は二次元バーコードからご覧いただけます。

HPアドレス <https://www.city.sendai.jp/ryokukasuishin/greenguideline.html>



建築物等緑化ガイドラインの内容は次のとおりです

- 緑化計画書の手続きについて
- 必要な緑化率や緑化面積算定方法について
- 質の高い緑化手法について
- 樹木等の特性一覧表

### 【お問い合わせ先】

仙台市 建設局 百年の杜推進部 百年の杜推進課  
〒980-8671 仙台市青葉区二日町12番34号  
二日町第五仮庁舎(株式会社オンワード樫山仙台ビル) 4階  
TEL: 022-214-8389 FAX: 022-216-0637  
E-mail: ken010240@city.sendai.jp  
※窓口にお越しの際には、事前にご連絡ください。